

補助金申請から補助金交付までの流れ

資料⑦

申請者（宿泊事業者）

長崎市

補助金の交付申請 ①

【申請期間】

令和9年1月31日（日）まで

※郵送の場合 令和9年1月31日（日）消印有効

※電子申請の場合 令和9年1月31日（日）23時59分まで

【提出書類】

- ①長崎市宿泊税システム整備費補助金交付申請書（第1号様式）
- ②長崎市宿泊税システム整備費補助金事業計画書（第2号様式）
- ③システム整備に係る見積書の写し ※1 ※2
- ④法人：市税、事業税、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書 ※2
個人：市税の未納がないことの証明書 ※2
- ⑤情報提供書 ※2

※1 見積書等に記載されている改修費等の内容が「一式」のように表現されている場合、金額の内訳が判別できないことから、別途詳細な資料の提出を追加をお願いすることがあります。申請手続きがスムーズに進むよう金額の内訳が明記された見積書の写しの提出にご協力をお願いします。

※2 交付申請までに③～⑤の関係書類を準備し、申請書類（第1号様式と第2号様式）に添付してご提出ください。

② 審査・交付決定

交付申請書受領後、概ね2週間程度で交付の決定を行い、長崎市から「補助金等交付決定通知書」を発行し、通知します。

システム改修又はシステム構築の実施
※3 ※4
実績報告 ④

【提出期間】

完了後30日以内または令和9年3月31日（水）のいずれか早い日まで（早めのご提出お願い※5）

【提出書類】

- ①長崎市宿泊税システム整備費事業完了報告書（第4号様式）
- ②補助対象事業の内容を明らかにする関係書類（報告書、経費内訳書等）
- ③補助対象事業の実施結果が確認できる関係書類（完了報告書、マニュアル、納品書、写真等）
- ④補助対象経費に係る関係書類（契約書、見積書、請求書、領収書等）の写し

※3 交付決定前の事業着手は補助事業として認められませんので、必ず交付決定後に事業の着手を行ってください。

※4 交付決定した内容から整備内容に変更が生じる場合は、長崎市へお問い合わせください。軽微な変更を除き、長崎市宿泊税システム整備費補助金事業変更書（第3号様式）の提出が必要です。提出なく実施した場合は、補助金を交付できない場合がございます。

※5 事務手続きの関係で概ね2週間程度必要ですので、2月末を目途にお早めに長崎市へご提出ください。

⑤ 審査・交付額決定

実績報告書類受領後、概ね2週間程度で交付額の確定を行い、長崎市から「補助金等確定通知書」を発行し、通知します。

※6 指定の様式をお渡ししますので、長崎市へご提出ください。

補助金請求 ⑥

【提出期間】

補助金等確定通知書の受領後、速やかに提出

【提出書類】

補助金請求書（別紙） ※6

⑦ 補助金交付